

平成 24 年 10 月 4 日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

紛らわしい表示のかばん

1. 依頼内容

「牛革が使われていると表示されていたかばんを購入したが、牛革ではなく合成皮革に見える。牛革か合成皮革か調べてほしい。」という依頼を受けました。

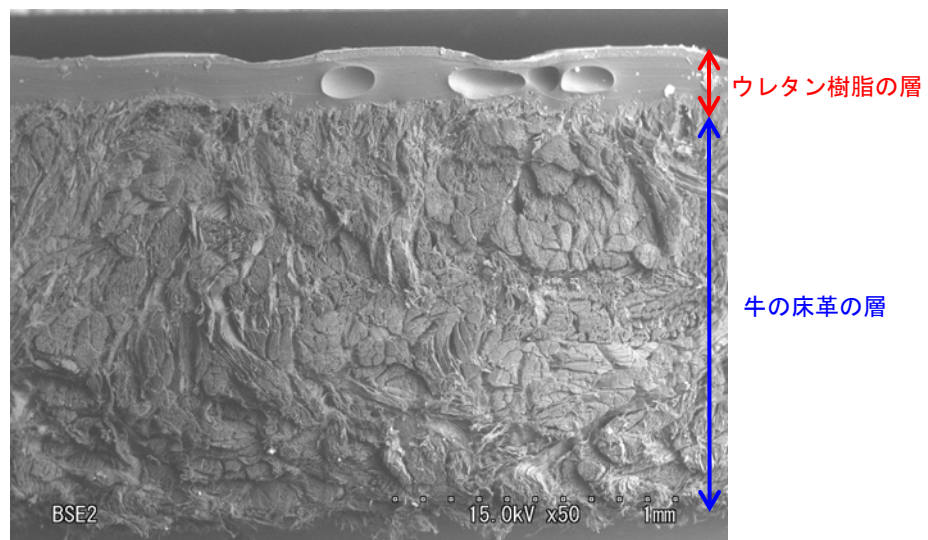
2. 調査

当該品は、インターネット通信販売で購入されたビジネス用のかばんです。購入時のインターネットの販売店の表示では、側面のポケットは「本牛革」と表示されており、それ以外の部分（取っ手など）は合成皮革であると表示されていました。

「本牛革」と表示されていた部分の材料の断面を観察したところ、表面に見える層がウレタン樹脂の層で、その下に牛の床革^{とこがわ}がある構造となっていました（写真 1 参照）。

また、当該品の下げ札には「皮革の種類」と「表示者名等」の表示がありませんでした。

写真 1. ポケットに使われていた材料の断面（例）



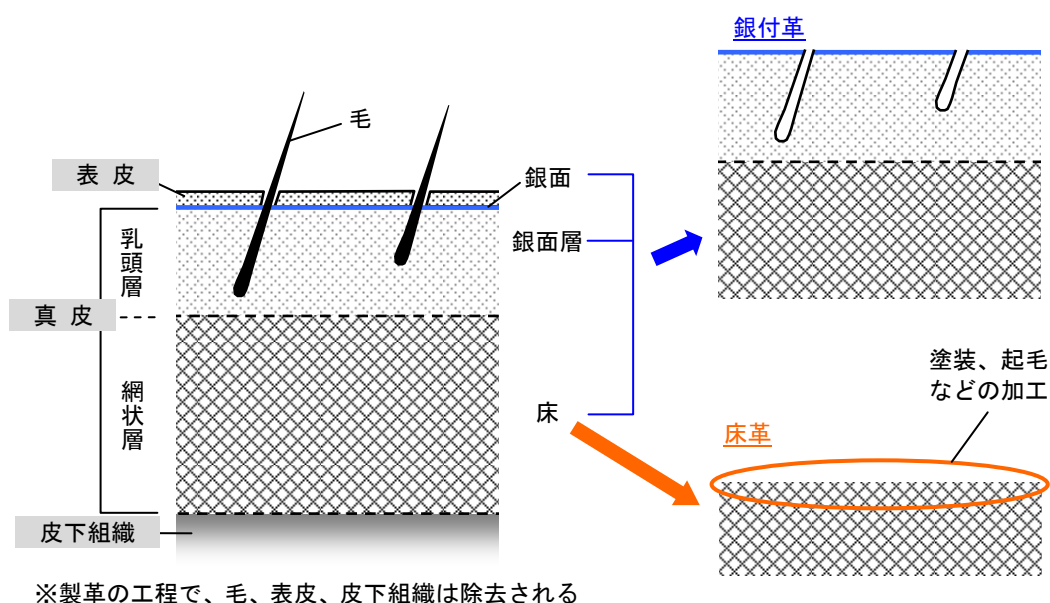
3. 解決内容等

このテスト結果を受けて、商品の販売業者は、インターネット通信販売の表示を「牛床革」に変更しました。また、下げ札の表示内容については、今後改めるとの回答がありました。なお、相談者には商品代金、送料等が返金されました。

【参考1】床革について

皮革の表皮側には、銀面といって、特徴的な模様のある面があり、この面を生かして仕上げられた革を「銀付革」といいます。これに対して、「床革」は、皮革をそいだ場合の、表皮の付かない内側の革を指し、表面に塗装仕上げをする、型押しをする、表面を起毛させるなどの加工がされ、様々な用途に用いられています（図1参照）。

図1. 皮革の構造モデル



【参考2】家庭用品品質表示法より

家庭用品品質表示法 雑貨工業品品質表示規程では、「かばん（牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る。）」の表示について定めています。この規程では、皮革の種類を表示するには、その種類に応じて定められた用語を用いることとしており、「牛革」と表示することができるのは、表皮付き（銀付革）の牛革を使った場合（かばんの外面積の60%以上が表皮付きの牛革の場合）であり、床革を使った場合（かばんの外面積の60%以上が床革の場合）は、「床革」と表示することとされています。

また、この規程では、かばんごとに、見やすい箇所に「皮革の種類」、「手入れ方法及び保存方法」、「表示者名等」を表示することになっています。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

<title>紛らわしい表示のかばん（相談解決のためのテストから No. 29）</title>